

## 東邦大学の公的研究費に関する不正防止計画

施行 平成 25 年 9 月 17 日  
一部改正 平成 26 年 11 月 1 日  
一部改正 平成 27 年 4 月 1 日  
一部改正 平成 27 年 11 月 1 日

東邦大学(以下「本学」という)では、「東邦大学研究者行動規範」ならびに「東邦大学における研究活動の不正行為防止および研究費の不正使用防止に関する規程」および「東邦大学研究活動・研究費使用規範委員会規程」を制定し、平成 24 年 12 月 1 日より施行している。従来は公的研究費の管理マニュアルに記載された第 1 章から第 3 章までを、本学における不正防止計画として位置づけていたが、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)」を踏まえて、新たに、上記の 1 規範・2 規程を公的研究費の不正使用防止等に関する規程として整理・制定したことから、東邦大学の不正防止計画を定めた。その後、平成 26 年 2 月 18 日付で「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(文部科学大臣決定)」、平成 26 年 8 月 26 日付で「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(文部科学大臣決定)」の改正が行われたことから、その内容に準じ、東邦大学の不正防止計画を一部改正し、以下のとおり定める。

※公的研究費・・・特定の研究を遂行する目的で公的資金を財源として国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。

※構成員・・・・公的研究費の運営・管理に携わる研究者・事務職員・技術職員及びその他関連する者(非常勤を含む)。

### I 運営体制

#### ①最高管理責任者：学長

本学における公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

役割：最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進責任者補佐が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。また、意思の浸透を図るとともに、実効性のある対策とするために、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う。

#### ②統括管理責任者：財務担当常務理事、事務局長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する。

役割：統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

③コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進責任者補佐：

医学部・薬学部・理学部・看護学部・事務部における公的研究費の運営・管理について責任と権限を持つ「コンプライアンス推進責任者」として医学部長、薬学部長、理学部長、看護学部長、大森学事部長、習志野学事部長、大森・大橋・佐倉の3病院事務部長および学事統括部長、法人本部財務部長をもってこれに充てるものとする。また、医学部長を補佐するコンプライアンス推進責任者補佐として、3病院長を充てる。

役割：コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進責任者補佐は、統括管理責任者の指示の下、

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。また、コンプライアンス推進責任者等は、実効的な管理監督が行えるよう各講座・教室・研究室または各課の責任者をコンプライアンス推進副責任者に任命することができる。
- (2) 不正防止を図るため、部局等内の公的研究費(競争的資金等)の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (4) 臨床部門において上記(1)から(3)を行うにあたり、滞りなく遂行できるよう相互に協力し、調整等を図る。

④コンプライアンス推進副責任者：

③(1)で任命された各講座・教室・研究室または各課の責任者。

役割：コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者等から指示されたコンプライアンス教育・研究費執行・管理等を自分の講座・教室・研究室・課において、管理監督し、コンプライアンス推進責任者等に状況報告を行う。

⑤研究倫理教育責任者：

本学の各学部等に、研究活動に係る不正行為の防止を図るため、研究倫理教育責任者を配置する。各学部のコンプライアンス推進責任者は、各学部に所属する研究者等のうちから研究倫理教育責任者を選任し、事務部は学事統括部長がその職を担う。

役割：研究倫理教育責任者は、下記の研究者等に対し、研究倫理に関する研修または科目等の受講、および受講状況・習熟度を管理監督し、コンプライアンス推進

責任者等に報告する。

- ・大学院の学生以外の研究者等（非常勤含む）
- ・大学院の学生である研究者等
- ・公的研究費を管理・監督する事務員（非常勤含む）

## II 不正防止計画

### 1. 責任体系の明確化

不正発生の要因	防止計画
時間が経過することにより、責任意識が低下する。	大学協議会等において、随時、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下の防止を図る。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールの理解度が低い。	事務処理手続きに関するルールを記載したマニュアル冊子を公的研究費の業務(運営・管理)に携わる構成員に配布し、さらにホームページによる周知と説明会の <b>聴講義務化</b> により、適正な使用ルールの徹底を図る。
・ <b>研究倫理</b> のコンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	・構成員に対し行動規範等の周知徹底を図り、 <b>研究倫理教育</b> を義務化し、コンプライアンス意識の向上を促す。各部に <b>研究倫理教育責任者</b> を配置し、各部の <b>研究倫理教育受講管理</b> を行い、 <b>研究倫理教育の受講の徹底</b> を図る。
・研究費が税金によってまかなわれていることに対しての意識が低い。	・公的研究費採択者等から研究費を適切に使用する旨の誓約書を提出させる。

<p>・不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。</p>	<p>・不正使用を行った場合は、東邦大学研究活動・研究費使用規範委員会の本調査結果をもとに、ホームページに不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表時までに行った措置の内容、本調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表し、私的流用など行為の悪質性が高い場合などは、必要に応じ告訴等も含めた厳しい処分を行う。</p>
<p>・研究データや支出帳簿等の保管意識が薄い。</p>	<p>・研究者は「研究データ」を、支出を管理する事務は「支出帳簿」等を補助金の保管規程に則り、適切に一定期間(最低5年間)保存する。また、監査等で研究データ等の開示請求を受けた際は、速やかに開示する。</p>

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実行

不正発生の要因	防止計画
不正防止計画を策定・実行したにもかかわらず、不正事案が発生する。	不正事案の本調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、不正防止計画に追加する。

### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	<p>・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。</p> <p>・特に執行率の低い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。</p>

<p>発注段階での財源特定がされていない。</p>	<p>執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会等での指導・注意喚起を行う。</p>
<p>取引業者が研究者ないし事務職員と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する可能性がある。</p>	<p>特定の業者と不正な取引がないように、取引業者から不正経理等に協力しない旨の誓約書を提出させ、必要に応じて債務内容の確認など取引状況のチェックを行う。不正な取引を行った業者については、取引停止とすることにより、他の業者への注意喚起も促す。又、研究者ないし事務職員から架空伝票の作成依頼があった場合には、直ちに本学の通報窓口に通報することを要請する。</p>
<p>旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者の補助金を使用した出張については、出張報告書及び領収書等の旅行の事実を証明するものの提出を義務化する。</li> <li>・出張報告書に用務先を記載させ、追跡や確認ができるようにする。</li> <li>・旅費に係わる旅行事実についても、関係者、旅行代理店等への問合せ・確認が行えるようにする。</li> </ul>
<p>研究者発注物品の検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。</p>	<p>研究者が補助金を使用し発注する全ての物品購入について、事務部門による納品事実の確認を行う。</p>
<p>研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。</p>	<p>事務部門による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的等の確認を行う。</p>
<p>雇用契約者等の勤務時間管理が厳密に行われていないため、実態の確認ができておらず、カラ謝金が防止できない。</p>	<p>補助金支出管理者は、勤務時間管理が適正に行なわれていることについて、日常的に実証する方策を策定する。</p>

## 5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止計画
通報窓口が判りにくいため、不正が潜在化する。	通報者の保護や通報窓口、相談窓口についての更なる周知徹底を図るため、ホームページを修正し、通報窓口等をよりわかりやすく明確化する。
使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行される恐れがある。	<p>設置した相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受付ける。又、受付けた質問等については Q&amp;A 集としてとりまとめ、ホームページ等により周知することにより、経費のより適正な執行を図る。</p> <p>補助金を獲得した研究者と補助金業務を行う事務担当者等の構成員を対象とした、公的研究費の使用ルールに関する理解度チェックを実施する。</p> <p>使用ルールの説明会を開催、公的研究費の業務(運営・管理)に携わる構成員全ての参加を義務付ける。</p>

## 6. モニタリングの充実

不正発生の要因	防止計画
不正防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングを行い、不正発生のリスクを除去する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正要因を除去するために研究者と担当事務職員に対しヒアリング・意見交換を行い、不正の要因となる乖離を把握し、使用ルールを見直す体制を作る。</li> <li>・内部監査の実施にあたっては、会計書類の形式的要件のチェックや使用ルールとの照合を行い、取引業者にはヒアリング及び帳簿確認を実施する。</li> <li>・監査室による監査結果を不正防止計画の改善に活用する。</li> </ul>

### Ⅲ 不正防止計画の点検・評価

公的研究費使用に係わる不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。